

## 令和5年12月31日までに家屋と敷地の両方を売却した場合

被相続人居住用家屋等確認申請書には、以下の書類の添付が必要です。

なお、市役所では確認しませんが耐震リフォーム済みもしくは、耐震性があることが条件です。

(確定申告の際に、耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書が必要です)

以下に記載の書類で用意できないものがある場合やご不明点がある場合は、市民生活課(053-457-2231)までお問い合わせ下さい。

	添付書類	備考
①	亡くなった方の住民票の除票の写し	<b>※原本を提出して下さい。</b> (「住民票の除票の写し」が証明書の名称です。)
②	<b>譲渡日以降に取得した</b> 相続人の住民票の写し ※譲渡してから証明書の取得までに2回以上転居している場合は、戸籍の附票の写し	※複数人で相続した場合は、全員分を提出して下さい。 <b>※原本を提出してください。</b> (「住民票の写し」が証明書の名称です。)
③	家屋又は敷地等の売買契約書のコピー	<b>※すべてのページをコピーして下さい。</b>
④	以下のいずれかの書類	
	(ア)電気、水道又はガスの使用場所・使用中止日が確認できる書類 <b>※亡くなった後に止めているものに限る</b>	※いずれか一つで構いません。 (別紙を参考)
	(イ)敷地を売却する際に、媒介契約を締結した宅地建物取引業者(不動産屋)が作成した広告	※上物有り等空き家がある旨が書いてあること。 ※広告日が記載されていること。

亡くなった方の住所が老人ホームであった場合は加えて以下の書類

	必要書類	備考
⑤	亡くなった方の介護保険証のコピー	
⑥	亡くなった方が施設に入所した際の契約書のコピー	
⑦	以下のいずれかの書類	※④で(ア)を用意している場合は、⑦の添付は不要です。
	(ア)電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	
	(イ)取り壊した建物へ外出、外泊した記録のコピー	